

外人第 917号
平成9年11月28日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 小渕恵三 殿

外務大臣 小渕恵三

閣議決定人事について

下記のとおり発令を願います。

記

(大臣官房) 外務事務官 大和田 恵朗
(国際協力事業団理事) 松本 紘一
(在スラバヤ日本総領事館総領事) 外務事務官 松本 俊

特命全権大使に任命する

(以上12月2日発令)

おって、大和田大使にはユーゴースラヴィア国駐箚、松本(紘)大使にはジョルダン国駐箚、松本(俊)大使にはジャマイカ国駐箚を命ずるものである。

履歴書

本籍

氏名
大和田のりあき

おおわだのりあき

出生地

出生年月日
昭和一二年六月七日生

昭和一二年六月七日生

年号

年号
昭和三六

省庁名
外務省

月

月
九

項

外務省

日

日
二〇

名

名

昭和三六
三七

東京大学法学部第二類卒業

外務事務官に任命する

条約局勤務を命ずる

在ドイツ日本国大使館在勤を命ずる

外交官補を命ずる

三等書記官を命ずる

經濟局勤務を命ずる(總務參事官室)

經濟局國際經濟課勤務を命ずる

四四

四〇

一

八

二七

二

年号	月	日	事項	省庁名	外務省			
					昭和五八	昭和五九	昭和六〇	昭和六一
平成四	七	八	在ドイツ民主共和国日本国大使館に配置換する					
四	九	九	参事官を命ずる					
一一	一〇	一〇	ドイツ民主共和国駐箚特命全権大使を補佐し					
	一一	一一	ドイツ民主共和国に在勤する期間公使の名称					
	一二	一二	在デュッセルドルフ日本国総領事館に配置換する					
	一三	一三	総領事を命ずる					
	一四	一四	特命全権大使に任命する					
	一五	一五	クウェイト国駐箚を命ずる					
	一六	一六	顧に依り本官を免ずる					

履歴書

							本籍	
							氏名	松本 紘一
							旧氏名	
							出生年月日	昭和一五年一一月二五日生
							省庁名	
							項	
							事	
							月	
							年号	
							出生地	
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								
七								
一五								
一〇								
一四								
六								
一〇								
七								
四四								
四二								

年号	月日	事項	省庁名													
			昭和四五	四八	四九	一〇	二八	九	七	二〇	国際連合局勤務を命ずる	経済協力局技術協力第一課勤務を命ずる	在アメリカ合衆国日本大使館在勤を命ずる	二等書記官を命ずる		
	五六	五五	五三	五一	五〇	四	一	一	一	一〇	在ガーナ日本国大使館在勤を命ずる	中近東アフリカ局アフリカ課に配置換する	中近東アフリカ局アフリカ第二課長に昇任させること（政令第五八号）	欧亜局西歐第二課長に配置換する	在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部に配置換する	参事官を命ずる
	五八	九	四	一一	一一	一〇	一	一	一	一〇	在ガーナ日本国大使館在勤を命ずる	中近東アフリカ局アフリカ課に配置換する	中近東アフリカ局アフリカ第二課長に昇任させること（政令第五八号）	欧亜局西歐第二課長に配置換する	在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部に配置換する	参事官を命ずる
	一〇	一〇	五	二五	二五	一一	一	一	一	一〇	在ガーナ日本国大使館在勤を命ずる	中近東アフリカ局アフリカ課に配置換する	中近東アフリカ局アフリカ第二課長に昇任させること（政令第五八号）	欧亜局西歐第二課長に配置換する	在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部に配置換する	参事官を命ずる

年号	月	日	事	項	省庁名
昭和六〇	九	一六	在ニュー・ヨーク日本国総領事館に配置換す		
六					
一〇		九	領事を命ずる		
一九		一五	大臣官房外務参事官に配置換する		
		一	条約局に併任する		
		二	大臣官房審議官に昇任させる		
		一二	条約局に併任する		
		二	在中華人民共和国日本国大使館に配置換する		
			参事官を命ずる		
			中華人民共和国駐箚特命全権大使を補佐し中		
			華人民共和国に在勤する期間公使の名称を与える		
			辞職を承認する		

外 務 省	年 号	月	日	事 項	省 庁 名
				平成六二二二	
				国際協力事業団理事に任命する	

年 号	月	日	事 項	省 序 名						
				昭和五〇	一	二九	在オランダ日本国大使館に配置換する	欧亜局西欧第一課勤務を命ずる	在オランダ日本国大使館に配置換する	一等書記官を命ずる
平成 三	六 三	一 二	六 〇	四	五	一	休職にする（フオーリン・プレスセンター総括企画課長）	外務省研修所指導官に昇任させる	外務省研修所教務主事を命ずる	外務省研修所に配置換する
二	一 一六	一 二	六 二	八	一	外務省研修所指導官に昇任させる	外務省研修所指導官に昇任させる	国際連合局政治課に配置換する	在オランダ日本国大使館に配置換する	在オランダ日本国大使館に配置換する
一〇			二	復職させる			大臣官房総務課企画官に配置換する	大臣官房調査官に配置換する	大臣官房総務課企画官に配置換する	大臣官房調査官に配置換する

外
務
省

年号	月	日	事項	省庁名
昭和三五	八	一	副理事官を命ずる	
三九	四	一	経済局 経済統合課 勤務を命ずる	
	五	二七	経済局 国際機関 第二課 勤務を命ずる (組織令改正)	
	一六	一	休職にする (UNDP 東京事務所)	
四四	二	一	復職させる	
	一五		大臣官房 勤務を命ずる	
			在 プレトリア 日本国総領事館 在勤を命ずる	
四七	二	一七	副領事を命ずる	
一〇			在 ニューアジーランド 日本国大使館 在勤を命ずる	
一			三等書記官を命ずる	
			二等書記官を命ずる	

年号	月	日	事項	省庁名
平成三	二	一〇	参事官を命ずる	
	二	一〇	在カンザス・シティ日本国総領事館に配置換	
	三	一	総領事を命ずる	
	八	一	在スラバヤ日本国総領事館に配置換する	

閣議説明メモ

閣議日 12月2日（火）

発令日 12月2日（火）

●特命全権大使に任命する

ユーゴースラヴィア国駐箚を命ずる

外務事務官（大臣官房）

大和田 惠朗

（1992年7月、ユーゴースラヴィア国内の民族紛争激化のため、中村泰三大使（当時）に帰朝を命じ、その後、大使不在の状態であったが、我が国政府は、97年5月20日、「新ユーゴー」を国家承認し、外交関係を開設、日・ユーゴースラヴィア関係は正常化したことにより12月2日付にて大和田大使を発令予定）

●特命全権大使に任命する

ジオルダン国駐箚を命ずる

（国際協力事業団理事）

松本 紘一

松本 紘一

→ ジオルダン国駐箚

木村 崇之

9/12/1 命帰朝

●特命全権大使に任命する

ジャマイカ国駐箚を命ずる

外務事務官（在スラバヤ日本国総領事館総領事）

松本 俊

松本 俊

→ ジャマイカ国駐箚

大久保 基

9/10/20 命帰朝